

平成26年2月3日

各位

東京都中央区日本橋三丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
取締役経営企画部長 本田 修

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

株式会社東日本銀行（頭取 石井 道遠、以下「当行」）は、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、平成26年2月1日より本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当行は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

本ガイドラインの詳細については、下記ホームページをご参照願います。

全国銀行協会HP：<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所HP：<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

以上

| |
|---|
| 本件に関するお問い合わせ 電話番号 03 - 3273 - 6224 審査部 菅原 |
|---|